

統 計 資 料 3

（保護観察処分少年に対する
保護観察の実施期間関係）

保護観察処分少年に対する保護観察（1号観察）の終了事由

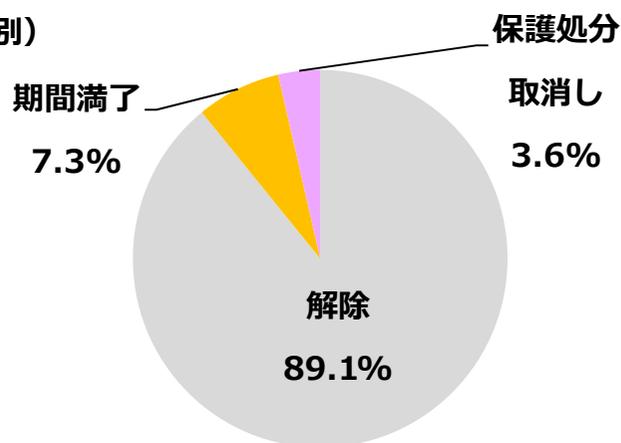
保護観察処分少年に対する保護観察の期間は、当該保護観察処分少年が20歳に達するまで（その期間が2年に満たない場合には、2年）とする。（更生保護法第66条）

解除

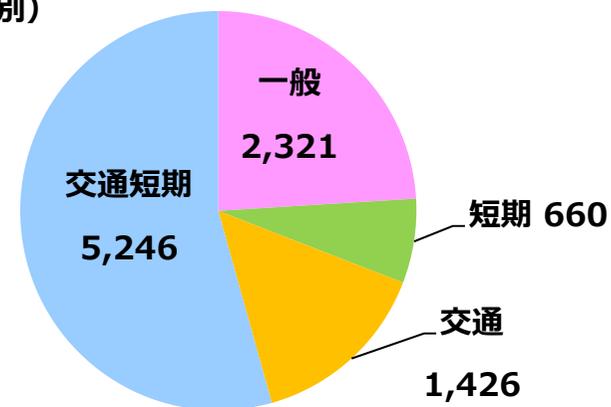
保護観察所の長は、保護観察処分少年について、保護観察を継続する必要がなくなったと認めるときは、保護観察を解除するものとする。（更生保護法第69条）

◎平成28年中の1号観察終了人員（審判時年齢18歳以上）：9,653（人）

（終了事由別）



（種別）



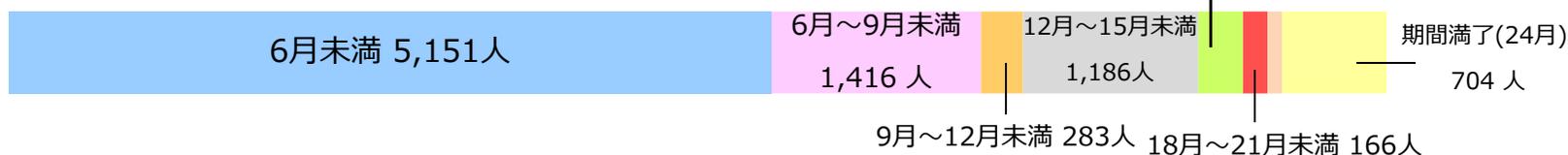
		解除	期間満了	保護処分取消し	その他	総数
1号観察全体		8,602	704	344	3	9,653
		89.1%	7.3%	3.6%	0.0%	
種別	一般	1,500	572	247	2	2,321
	短期	612	18	30	0	660
	交通	1,268	105	53	0	1,426
	交通短期	5,222	9	14	1	5,246

（注） 法務省調査による。

1号観察終了者（審判時年齢18歳以上）の保護観察実施期間 （終了事由：解除又は期間満了）

15月～18月未満 301人 **（平成28年）**

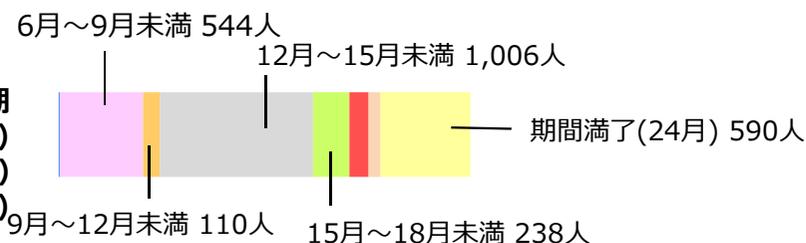
1号観察（計）
（N=9,306）
（人）



一般、短期
及び交通（計）
（N=4,075）
（人）



一般及び短期
（計）
（N=2,702）
（人）

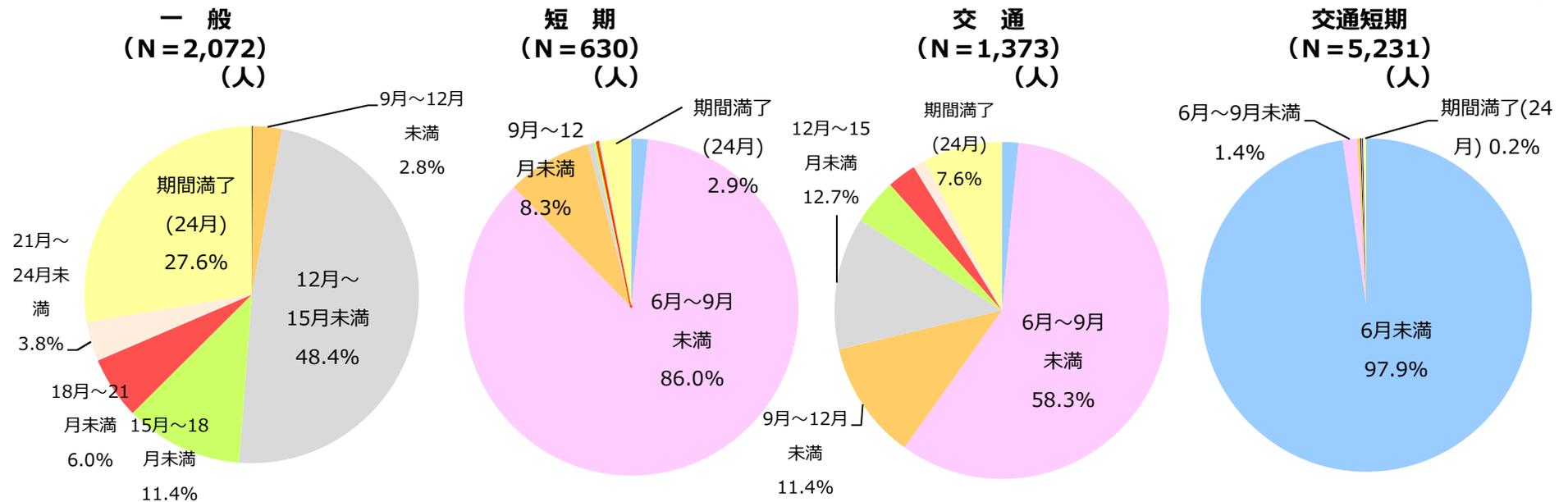


	実施 月数	解						除		計 (人)
		6月未満	6月～9月未満	9月～12月未満	12月～15月未満	15月～18月未満	18月～21月未満	21月～24月未満	期間満了 (24月)	
1号 観察	件数	5,151 (55.4%)	1,416 (15.2%)	283 (3.0%)	1,186 (12.7%)	301 (3.2%)	166 (1.8%)	99 (1.1%)	704 (7.6%)	9,306
	累計	55.4%	70.6%	73.6%	86.4%	89.6%	91.4%	92.4%	100%	
一般、 短期及 び交通	件数	32 (0.8%)	1,344 (33.0%)	267 (6.6%)	1,180 (29.0%)	298 (7.3%)	163 (4.0%)	96 (2.4%)	695 (17.1%)	4,075
	累計	0.8%	33.8%	40.3%	69.3%	76.6%	80.6%	82.9%	100%	
一般及 び短期	件数	10 (0.4%)	544 (20.1%)	110 (4.1%)	1,006 (37.2%)	238 (8.8%)	125 (4.6%)	79 (2.9%)	590 (21.8%)	2,702
	累計	0.4%	20.5%	24.6%	61.8%	70.6%	75.2%	78.2%	100%	

(注) 法務省調査による。

1号観察終了者（審判時年齢18歳以上）の保護観察実施期間（種別） （終了事由：解除又は期間満了）

（平成28年）



実施月数		解							除	期間満了(24月)	計(人)
		6月未満	6月～9月未満	9月～12月未満	12月～15月未満	15月～18月未満	18月～21月未満	21月～24月未満			
一般	件数	0	2 (0.1%)	58 (2.8%)	1,002 (48.4%)	236 (11.4%)	124 (6.0%)	78 (3.8%)	572 (27.6%)	2,072	
	累計	-	0.1%	2.9%	51.3%	62.6%	68.6%	72.4%	100%		
短期	件数	10 (1.6%)	542 (86.0%)	52 (8.3%)	4 (0.6%)	2 (0.3%)	1 (0.2%)	1 (0.2%)	18 (2.9%)	630	
	累計	1.6%	87.6%	95.9%	96.5%	96.8%	97.0%	97.1%	100%		
交通	件数	22 (1.6%)	800 (58.3%)	157 (11.4%)	174 (12.7%)	60 (4.4%)	38 (2.8%)	17 (1.2%)	105 (7.6%)	1,373	
	累計	1.6%	59.9%	71.3%	84.0%	88.3%	91.1%	92.4%	100%		
交通短期	件数	5,119 (97.9%)	72 (1.4%)	16 (0.3%)	6 (0.1%)	3 (0.1%)	3 (0.1%)	3 (0.1%)	9 (0.2%)	5,231	
	累計	97.9%	99.2%	99.5%	99.7%	99.7%	99.8%	99.8%	100%		

(注) 法務省調査による。

1号観察の種別

種別	対象	処遇上の特徴
①一般の保護観察	②, ③及び④以外の者	
②短期保護観察 (家庭裁判所の処遇勧告に基づく)	<p>交通事犯者でない者のうち、非行を繰り返すおそれがあるものの、以下の事項に該当する少年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非行性の進度が深くない ・資質に著しい偏りがない ・反社会的集団に加入していない ・保護環境が著しく不良でない 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別遵守事項を定めない ・生活の記録とあらかじめ設定された課題の履行状況を毎月報告させる
③交通事件の保護観察	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事犯者であること ・④以外の者であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護観察所の長が定める「交通に関する学習」を行う (特別遵守事項)
④交通短期保護観察 (家庭裁判所の処遇勧告に基づく)	<p>交通事犯者のうち、以下の事項に該当する少年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般非行性がないか、あってもその進度が深くない ・交通関係の非行性が固定化しておらず、資質に著しい偏りがない ・対人関係に特に問題がなく集団講習への参加が期待できる ・保護環境が特に不良でない 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別遵守事項を定めない ・集団による講習が処遇の中心 ・毎月、生活状況報告書を提出させる ・担当保護司を設けない